

理念

地域で支えあい
社会との絆を取り戻す

業務の原則

- 対象者に対して、常に懇切で誠意ある態度で接することを心がけ、その意志や主体性を最大限尊重します。
- 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。
- 業務の遂行にあたっては、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用ができるよう配慮します。
- 犯罪歴等の対象者の情報は厳重に取り扱うとともに、プライバシーに十分配慮し、個人情報の保護の徹底に努めます。
- 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけます。

業務時間

月～金曜日 8:30～17:00

※ 祝祭日、年末年始は休み

連絡先

〒918-8503
福井県福井市和田中町舟橋 7番地1
福井県済生会病院 東館1F

電話 0776-28-1126
ファックス 0776-28-1127

Eメール
tsc@fukui.saiseikai.or.jp
ホームページ
https://www.fukui-saiseikai.com/retention_support/



▲詳しくはコチラ



交通アクセス

JR 福井駅からタクシーで 約15分
JR福井駅前市内バスのりばより 約15分
済生会病院バス停下車後すぐ
北陸自動車道 福井 I.C. から車で 約5分

福井県地域生活定着
支援センター
(福井県済生会病院内)



苦情窓口

当事業所における苦情・ご質問に関しましては
上記の連絡先にて受付・対応させて頂いております。

新しい生活の
お手伝い

福井県 地域生活定着 支援センター

福井県委託事業

社会福祉法人 財團 濟生会支部 福井県済生会
福井県地域生活定着支援センター

役割

現在、罪を犯した高齢者や障がいのある方が矯正施設等を退所後、福祉サービスや住居、収入の確保等が必要になっても、必要な支援を受けられず、地域で生活ができないために再び罪を犯すケースが多くなっています。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と協働して、矯正施設等から地域へ帰る、罪を犯した高齢者や障がいのある方で、自立した生活を送ることが困難な方々に対し、福祉サービス等へ繋ぐ支援を行い、再び罪を犯すことなく地域で生活できるよう支援を行っています。

社会復帰
の支援



対象者

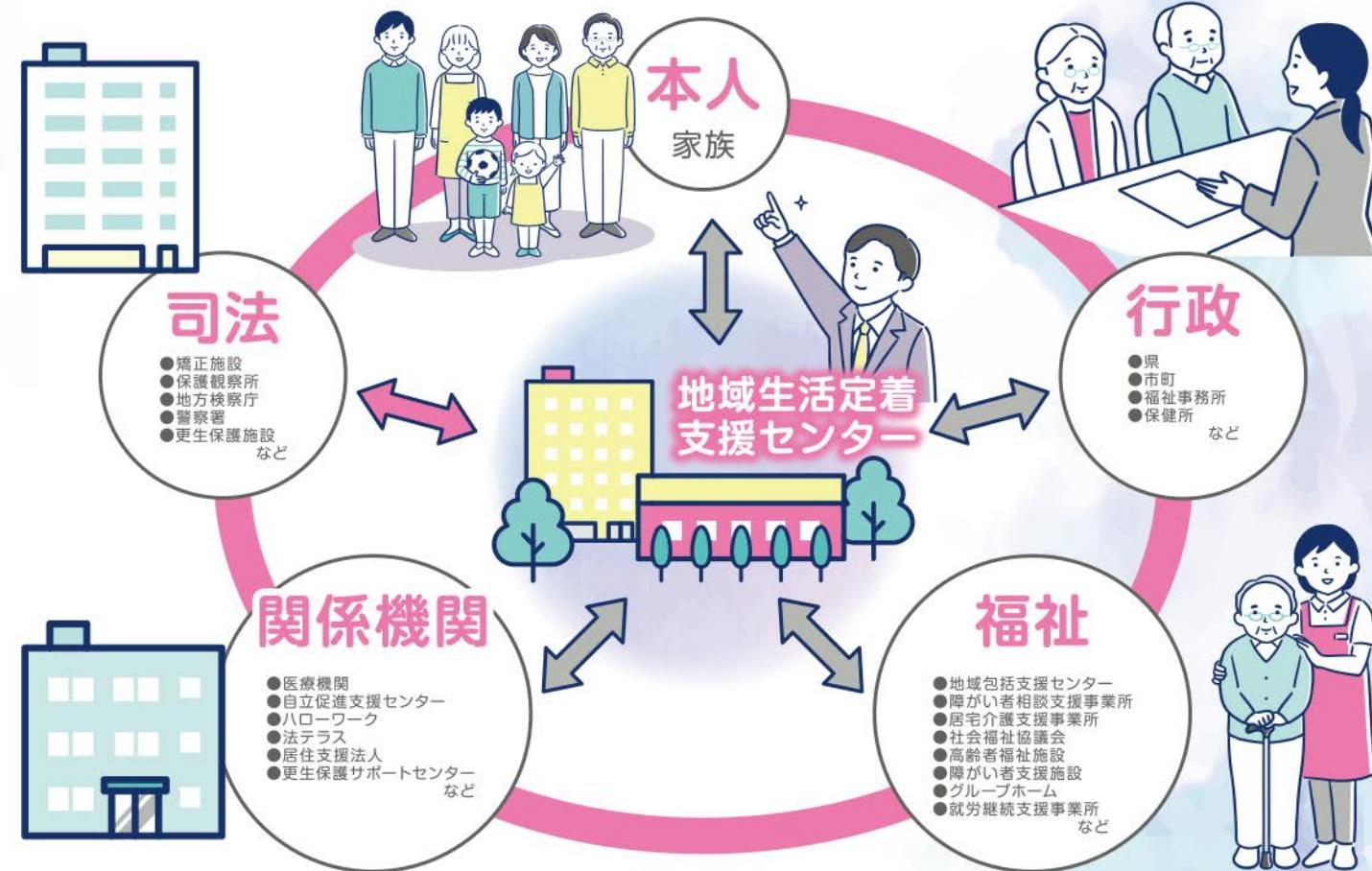
矯正施設等を退所した、または退所する方で、高齢(65歳以上) または障がいのために自立した生活を送ることが困難な方。その他、福祉的な支援を必要とされる方。



高齢者



障がい者



業務内容

●コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、退所後の受け入れ施設等のあっせんや福祉サービス等に関する申請支援等を行います。

●フォローアップ業務

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所後、対象者を支援している福祉サービス事業所等に對して必要な助言等を行います。

●相談支援業務

矯正施設から退所した方の福祉サービスの利用や生活について、対象者またはその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

●被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、勾留中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、釈放後の受け入れ施設等の調整や福祉サービス等に関する手続きの支援等を行います。